

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、 見本市、 共進会、 品評会、 興行その 他の催し に使用す る場合	土曜日 及び休 日	1階及び2 階を使用	円 279,800	円 303,900	円 381,200	円 506,800	円 685,100	円 887,600	1 付加利用料 金 入場料を徴 収する場合は、 1日までごと に1日の最高 入場料(アリー ナ、附属展示場 又は屋外展示 場ごとに入場 料を徴収する 場合は、それぞ れの施設ごと の最高入場料) の50人分に相 当する額 2 電気料及び 暖房料 (1) 電気料 機械又は 器具を設置 して電気を 使用する場 合にあって は、1kwhま でごとに30 円 (2) 暖房料 暖房を使 用する期間
			1階のみ使 用	229,500	249,200	312,600	415,600	561,800	727,900	
		その他 の日	1階及び2 階を使用	232,700	253,300	326,700	421,600	570,500	739,200	
			1階のみ使 用	190,900	207,800	267,900	345,800	467,900	606,200	
	アマチュ アスポー ツ、サー クル活動 又はレク リエーシ ョンに使 用する場 合	土曜日及び休日		79,600	86,900	108,600	144,900	195,300	253,300	
		その他の日		66,300	72,400	90,500	120,600	162,700	211,000	
附属展示場		土曜日及び休日		52,300	58,400	72,600	97,600	130,900	170,200	
		その他の日		44,000	48,800	60,800	80,900	109,500	141,700	
屋外 展示 場	第1屋外 展示場	土曜日及び休日(0.5 ヘクタールまでごと に)		23,800	25,500	32,200	42,800	57,600	75,000	
		その他の日(0.5ヘク タールまでごとに)		19,600	21,400	26,800	35,600	48,200	62,400	
	第2屋外 展示場	土曜日及び休日(0.5 ヘクタールまでごと に)		10,800	11,800	14,700	19,600	26,500	34,300	
		その他の日(0.5ヘク タールまでごとに)		9,200	9,800	12,400	16,400	22,200	28,800	



上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合における主催者事務室の利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における利用料金の額は、この表に掲げる利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区 分		9時から13時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
催事 場	A会議室	円 7,260	円 7,980	円 9,880	円 13,210	円 17,860	円 23,100
	B会議室	4,410	4,770	5,960	7,980	10,710	13,940
	C会議室	970	970	1,310	1,660	2,250	2,970
会議 場	特別会議室	15,560	16,970	21,220	28,290	38,200	49,500
	第1会議室	5,980	6,530	8,150	10,870	14,680	19,020
	第2会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380
	第3会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590
	第4会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170
	第5会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590
	第6会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380
	第7会議室	8,970	9,790	12,230	16,290	22,010	28,530
	第8会議室	15,960	17,400	21,760	29,010	39,180	50,770
	第9会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170
	第10会議室	17,940	19,570	24,470	32,630	44,060	57,110
特別室	1時間までごとに2,360円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における利用料金の額は、この表に掲げる利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
-----	-----	-----------------	-----

催事場	舞台 設備	せり上げ舞台	1 式	円 11,890	
		演台	1 卓	530	花台を含む。
		舞台用幕	1 式	5,950	
	音響 設備	放送設備	1 式	3,800	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1 式	2,150	
		レコードプレーヤー	1 台	900	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	900	
		ミニディスクプレーヤー	1 台	900	
		カセットテープレコーダー	1 台	900	
		デジタルテープレコーダー	1 台	900	
		はね返りスピーカー	1 組	650	
		マイクロホン	1 本	530	
	携帯用拡声器	1 式	710		
	照明 設備	フットライト	1 列	650	
		アッパーホリゾントライト	1 列	1,020	
		ロアホリゾントライト	1 列	530	
		ボーダーライト	1 列	820	
		サスペンションライト	1 列	1,020	
		シーリングライト	1 列	1,600	
		シーリングライト (リング上)	1 列	820	
		スタンド式ライト	1 組	260	
	クセノンピンスポットライト	1 台	5,570		
	映像 設備	ビデオセット	1 式	890	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台	890	
	スポ ーツ 用具 等	テニス用具	1 式	600	ボール及びラケットを除く。
		バレーボール用具	1 式	600	ボールを除く。
		バドミントン用具	1 式	380	シャトルコック及びラケットを除く。
		バスケットボール用具	1 式	1,900	ボールを除く。
		卓球用具	1 式	760	ボール及びラケットを除く。
		ハンドボール用具	1 式	580	ボールを除く。
		電光表示盤	1 式	5,330	2面1式
	その 他	ピアノ	1 台	4,050	
	会議場	音響 設備	マイクロホン	1 本	530
無線式音声受信機			1 台	80	
コンパクトディスクプレーヤー			1 台	900	
カセットテープレコーダー			1 台	900	

照明 設備	ピンスポットライト	1台	1,400	
	ビデオプロジェクター200インチ	1台	5,440	
映像 設備	ビデオプロジェクター100インチ	1台	3,720	固定式
	ビデオプロジェクター100インチ	1台	3,720	移動式
	16mm映写機	1台	2,340	
	スライド映写機	1台	2,320	固定式
	スライド映写機	1台	1,450	移動式
	カラーテレビ37型	1台	1,740	
	モニターテレビ	1組	1,860	4台卓組込み
	VHSビデオデッキ1	1台	910	
	VHSビデオデッキ2	1台	430	
	βビデオデッキ	1台	490	
	コンパチビデオデッキ	1台	740	
	教材提示装置	1台	1,090	
	レーザーディスクプレーヤー	1台	440	
	カラーテレビカメラ	1台	1,690	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,330	
その 他	レーザーポケットマーカー	1台	130	
	ポータブルステージ	1台	420	

備考1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

## 2 利用料金の適用年月日

平成21年4月1日